

運 営 規 程

事業所名 グループホーム ウェルフェアあもり
サービスの種類 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

第1条 (事業の目的・運営方針)

家庭での生活が困難になった認知症高齢者に対し、小規模で家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等心身の状況に応じた介護、その他の共同生活上での世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的とする。

第2条 (職員の員数及び職務内容)

- ① 管理者 (ホーム長) 1名 (常勤)
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。(介護従事者兼務)
- ② 計画作成担当者 2名 (常勤)
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。また介護従事者を兼務することがある。
- ③ 介護職員 10名以上
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
- ④ 事務 1名 (介護職もしくは計画作成担当者と兼務)
事務職は日常の請求業務などを行う。

第3条 (利用定員)

グループホームウェルフェアあもり の利用定員は、2ユニット18名とする。
(1ユニット 9名)

第4条 (サービスの提供方法及び内容)

- ① 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- ② 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- ③ 計画作成担当者が、利用者の心身の状況、本人やご家族の希望及び共同生活という環境を踏まえて、援助の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した介護計画を、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して作成する。

- ④ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ⑤ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- ⑥ 当グループホームは自らそのサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

第5条（利用料及びその他の費用）

本事業所が提供する認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

① その他の利用料

医療費（薬代等）	実費
おむつ	実費
理美容	実費
その他日常生活費	実費

② 家賃等

家賃	月額	43,500円
水道光熱費	日額	600円
食材料費	日額	1,450円

第6条（入居に当たっての留意事項）

長野市内に居住しており、要支援2及び要介護状態にあり、認知症の状態にあると診断された高齢者で、少人数による共同生活に支障のない者を対象とします。また、入居申込者が入院治療を要する場合は入居できません。

第7条（非常災害対策） …ウエルフェアあもり消防計画に基づく

- ① 予防管理組織を置き、自主点検、検査を実施する。
- ② ウエルフェアあもり消防計画に基づき火災予防措置を行う。
- ③ 建物等の自主検査を実施する。
- ④ 消防用設備の点検
- ⑤ 自衛消防組織を編成し職員全てが消防設備等の使い方を熟知しなければならない。
- ⑥ 火災が発生した場合、直ちに消防機関へ連絡するとともに初期消火活動を第一に活動する、同時に入居者の安全避難も行う。
- ⑦ 夜間における火災は直ちに消防署へ通報するとともに、他の在籍職員に火災の発生を知らせ、初期消火、入居者の避難を行う。

第8条（協力医療機関、協力介護施設等）

- | | | |
|---|---|---------------------|
| ① | 介護老人保健施設コスモス長野 | 重度状態になった利用者の受入等 |
| ② | クリニックコスモス長野 | 内科・外科・眼科・リハビリテーション科 |
| ③ | 長野デンタルクリニック | 訪問歯科 |
| ④ | 地域密着型特定施設入居者生活介護施設
介護付有料老人ホームコスモスあもり | 重度状態になった利用者の受入等 |
| ⑤ | 地域密着型介護老人福祉施設コスモス苑 | 重度状態になった利用者の受入等 |

第9条（その他運営に関する重要事項）

- ① 月1回、管理者を中心として介護職員全員で打ち合わせを行うこと。
- ② 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援を行うこと。
- ③ 利用者の食事その他の家事などは、原則として利用者と介護職員共同で行うこと。
- ④ 介護職員は、利用者が日常生活を営む上で必要な、行政機関に対する手続き等について協力援助を行うこと。
- ⑤ 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めること。
- ⑥ 2ヶ月に1回以上利用者の家族や地域の関係者、市町村又は地域包括支援センターの職員等を含めた「運営推進会議」を開き活動状況を報告、評価を受けること。

第10条（事故発生時の対応）

利用者が安心して介護サービスの提供を受けられるよう、当事業所の提供するサービスにより事故が発生した場合は、速やかに県市町村及び当該利用者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

第11条（虐待防止）

施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の号に挙げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - (5) 担当者は生活相談員とする。
- 2 施設は、サービス提供中に当該施設従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市に通報するものとする。
- 3 施設は、定期的に虐待防止委員会を開催し、生活相談員が虐待防止委員会議事

録を作成することとする。

4 前項の記録は、完結日から5年間保管する。

付則1. この運営規定は、平成27年 4月 1日より施行する。

令和 6年 4月 1日一部改正。

(家賃・水道光熱費・食材料費変更、虐待防止追加)